

# 産業構造審議会知的財産分科会

## 第11回不正競争防止小委員会議事録

○渡邊知的財産政策室長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会、第11回会合を開催したいと思います。知財室長をしております渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

御多忙の中、皆様におかれましては御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日は、新型コロナウイルス感染症の対策のために、一般傍聴者なしの形で、全ての委員がS k y p eで御参加いただく形で開催させていただきます。

冒頭に、今回から新たに御参加いただく委員を御紹介させていただきます。浅井俊雄委員が新しく御参加いただく予定になっています。日本知的財産協会副理事長、日本電気株式会社知的財産本部上席主幹でいらっしゃいます浅井委員に今回から御参画をいただきます。

なお、事前にお配りさせていただきました委員名簿では、日本知的財産協会の肩書きを常務理事とさせていただいておりますけれども、昨日付で副理事長に御就任されておりますので、この場で御紹介をさせていただきます。今後、ホームページ等で関係資料を公表する際には反映させたものを用いさせていただきます予定です。

また、本日もすけれども、委員の皆様のうち末吉委員が御欠席となっております。また、オブザーバーとしまして内閣府の知財事務局、それから法務省刑事局に御参画をいただいております。なお、事務局側でございますけれども、担当審議官の中原が会の後半から参加させていただく予定になっております。

それでは、これより先の議事進行につきましては、岡村委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○岡村委員長　岡村でございます。皆さん、よろしくお願いいたします。それでは、冒頭に、事務局から本日の資料について確認のほどお願いいたします。

○渡邊知的財産政策室長　事前に皆様に御送付しました資料を確認させていただきたいと思います。資料1として議事次第、資料2として委員名簿、資料3として不正競争防止法関連の直近の取組状況について、資料4-1、4-2でデータ利活用のポイント集・てびき、資料5として渉外事案の適用関係の主張ポイント集、資料6として不正競争防止法に関する中長期的な制度課題について、それから参考資料が3点ございますけれども、中

国における営業秘密管理マニュアル、テレワーク時の秘密情報管理のポイント、不正競争防止法の主要な事案ということでございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。大変盛りだくさんでございますけれども、まず初めに事務局から、本日の議題について御説明をお願いいたします。

○渡邊知的財産政策室長　ありがとうございます。資料1、議事次第をお手元に御用意いただければと思います。本日、2つアジェンダを用意してございます。1点目として、不正競争防止法に関する令和元年度の取組について、それから2点目として、不正競争防止法の中長期的な課題について御審議をいただき、御意見を頂戴できればと考えております。限られた時間での御審議をお願いしておりますので、御協力方よろしくをお願いいたします。

○岡村委員長　ありがとうございます。それでは、最初の議題に入っていきたいと思えます。まずは事務局から、不正競争防止法に関する令和元年度の取組についての御説明をお願いいたします。

○渡邊知的財産政策室長　まずお手元に資料3を御用意いただければと思います。資料3、不正競争防止法関連の直近の取組状況についてまとめてございます。まず1点目、これまでの動きということで、法令・指針等策定に係る動きをまとめてございます。皆様に御審議をいただき、成立しました平成30年改正の内容ですけれども、昨年7月1日、限定提供データの規律を含め、全面施行をしています。

それから、一昨年11月に御審議いただきました限定提供データに関する指針、それから営業秘密管理指針の改定版についても、パブリックコメントを経て、昨年1月に公表してございます。

それから（2）として、中長期的課題に関するこれまでの指摘についてまとめてございます。一昨年の11月に開催させていただきました第10回不正競争防止小委員会におきまして、その最後で、平成27年改正、平成30年改正での小委員会での議論を総括いたしまして、今後の課題事項についても御議論をいただきました。皆様からは以下のような指摘事項がなされたところです。4点にまとめてございます。

1点目、限定提供データについては、制度・指針双方に関する継続的なフォローアップが必要だという御指摘を頂戴しておりました。また、2点目、限定提供データ自身が非常に新しい制度になっていますので、企業の皆様にもうまく使っていただくために、マニュアル作りが必要ではないかという御指摘を頂戴しておりました。また、3点目ですけれども、

グローバルな観点での制度の在り方の検討ということで、国際的な発信強化をしてほしいといった御意見を頂戴しておりました。また、最後の点ですけれども、クローズド戦略の重要性の高まりを受けた営業秘密保護法制の再検証ということで、海外への技術流出の懸念の高まりを受けて、営業秘密保護法制についても改めて検証してみてもよいのではないかと御指摘を頂戴していたところです。

そうした小委員会での御指摘を踏まえまして、昨年度、令和元年度に幾つかの取組を進めてございます。まず1点目、データ利活用の推進関係です。限定提供データの制度趣旨を踏まえまして、データの利活用を推進するために、価値あるデータの漏洩ですとか、不正流通を防ぎつつ積極的に共有・活用していくためのポイント集ということで、データ利活用のポイント集の策定を進めてまいりました。

このデータ利活用のポイント集につきましては、まだ公開はしてございませんが、この場で御紹介をさせていただくことをもって公開していきたいと思っております。

それから、2点目ですけれども、不正競争防止法の中長期的な制度課題の検討でございます。こちらについては、不正競争防止法の中長期的な課題を検討するために調査委託研究の形で制度研究会を設置し、今日も御参加いただいております田村先生に委員長をお務めいただき、議論を進めていただきました。大きく3点、御議論をいただいております。

1点目、涉外侵害事案に関する不競法の適用関係の整理。それから2点目については、特許法、意匠法等、他の知財法の動きを踏まえて、訴訟システム・新たな行為類型に関する検討も御議論いただきました。また、3点目として営業秘密侵害罪の罰則強化の必要性について議論をいただいたところでございます。

なお、これらの検討結果については、委託研究の報告書として既に本年4月に公表済みとなっております。この3つの論点のうち1点目、特に涉外侵害事案への対応については、企業の訴訟戦略に資するものとして主張ポイント集として切り出し、今後周知を図ってきたいと思っております。後ほど簡単に御紹介をさせていただきます。

それから、(3)は営業秘密関係の取組でございますけれども、在外日系企業向け営業秘密対策支援ということで、中小企業アウトリーチ事業を知財室の予算事業として、令和元年度からスタートしてございます。こちらについては在外日系中堅・中小企業に対する営業秘密管理体制整備を支援することを目的としておりまして、実際には個別の支援として、弁護士等専門家による相談・助言を行うとともに、国別の注意点・特徴に焦点を当てたマニュアルを作成するといった内容となっております。

昨年度、初年度は中国を対象に実施しまして、約30件の個別支援を実施しております。それとともに、そうした個別支援に基づき、中国における営業秘密管理マニュアルを取りまとめて、こちらも今年4月に公表済みということになってございます。今年度も継続して予算措置をしてございまして、日系企業の皆様が多く進出していらっしゃるアジア地域諸国にもできれば対象を拡大して、事業を継続したいと思っております。

4点目ですけれども、外国公務員贈賄に関するOECD勧告及びその対応です。こちらについては条約対応として入っています外国公務員贈賄罪に関しまして、条約の履行状況の審査ということで、昨年1月から6月にかけてOECDによる審査を日本政府として受けてございます。既に昨年7月に勧告という形でOECDから公表されており、この中で外国公務員贈賄防止指針の改訂ですとか、あるいは罰則強化をすべきといった勧告が出てございます。この勧告を踏まえまして、今年の1月から、外国公務員贈賄防止に関する研究会を設置しまして、既に防止指針の改訂等と、法制にかかる論点についても検討に着手してございます。こちらについては本年中に取りまとめを行っていくことを予定してございます。

それから、最後の点ですけれども、制度の海外発信強化ということで、こちらについては継続的に機会を捕らまえて、私ども知財室として海外に制度の発信を続けてございます。APECでも2回ほど知財専門会合で限定提供データについて説明をしまいたし、WIPOの営業秘密シンポジウムにも登壇し、営業秘密の制度に加えて限定提供データについても紹介しております。また、2国間の枠組み、韓国とかドイツ、中国との枠組みの中でも、限定提供データの制度について紹介を続けてございます。今後もこうした意見交換は継続的に実施していきたいと思っております。

あわせて、続きましてそれぞれの成果物について簡単に紹介をさせていただければと思います。まずはデータ利活用のポイント集ですけれども、資料4-1と4-2をお手元にご用意いただければと思います。資料4-2が本体資料になってございます。こちらについては限定提供データという新しい制度も踏まえ、企業の皆様に分かりやすく、不正流通を防ぎながらデータ利活用を進めていただきたいということで取りまとめたものになってございます。

5ページ目に簡単に一覧がございまして、大きく第1点目に、経営者に求められる役割とは何かということで、データ利活用自身がいろいろな部門にまたがることもございまして、検討会に御参画いただいた企業や有識者の方々から、やはり経営者の踏み込ん

だ判断が必要であるという御指摘も頂戴しまして、まず第1点目に、経営者に求められる役割とは何かということで記載させていただいています。以降、赤いところが実務者向けの内容になっておりまして、対象となるデータにはどのようなデータがあるのかとか、あるいは不正競争防止法上の営業秘密、限定提供データとは何か、また、そのデータを利活用する際の検討事項とは何かといったあたりをまとめさせていただいております。

特に、データを利活用する際の検討事項のところは、非常に厚めに中身を御用意している部分ですけれども、データを提供する場合、それから誰かから取得して保有し、使用する場面、それぞれのフェーズごとに切り取り、データ利活用にあたっての懸念点を解消するために、Q&A形式で今回は契約、法律、システム設計等の観点からのポイント、その推奨措置について記載させていただいております。その後、社内体制の構築であるとか、あるいはリスクが顕在化した場合の備えとは何かといったところで構成しております。

中身のほうは細かくなりますので御説明は割愛させていただきますけれども、加えて資料4-2自身が非常に分厚い冊子になってしまったこともございまして、資料4-1で、これを簡単にサマリーしたようなてびきを同時に用意させていただいております。特に中小企業の皆様にとっては、このポイント集の本体をいきなり読んでいただくのは非常にハードルが高いただろうということもございまして、まずこうした簡単なパンフレットの内容を見ていただき、中身にどういった内容が入っているかを見ていただいた上で御活用いただくことを予定しております。

今日以降、公開していくことを予定しておりますので、当室としてもしっかりと普及啓発に力を入れてまいりたいと思います。

続きまして、資料5としてお手元に御用意があるかと思っておりますけれども、渉外事案の適用関係の概略と民事訴訟における考えられる主張ポイント集も、制度研究会のアウトプットの1つとして用意してございます。こちらの渉外事案の適用関係の整理でございましてけれども、そもそもの課題意識は、不正競争防止法の実際の事案をみますと、特に営業秘密ですとか、あるいは他の行為類型も含め、昨今、国境を越えた事案がかなり出始めているということを受け、おそらく今後もクロスボーダーの事案は増えていくであろうといったところを課題意識として持っています。

その中で、実際にクロスボーダーの事案に直面したときに、日本の不正競争防止法を使って、かつ日本の裁判所で争いたいときにどのような主張をし得るのかといったところを、有識者の皆様で御議論をいただき、まとめたものです。

2 ページ目、「はじめに」というところでこの文書の性格を御紹介しております。今申し上げたように、特に民事訴訟を念頭に置いておりますけれども、具体的な事例に即しまして、仮にある企業が各事例の原告の立場に直面した場合に、日本の裁判所において日本法を適用した解決を図りたいと考えた場合にどのような主張をし得るのか、考えられる主張をなるべく多く、網羅的に整理したものになってございます。

中ほどに、「ただし」というパラグラフがございますけれども、制度研究会でも御議論いただいたときに、産業界の皆様からも御意見をいただきましたが、必ずしも全てのケースにおいて日本法を適用するとか、あるいは日本の裁判所で闘いたいケースばかりではないといった御指摘もございまして、これは当然ながらということで、注意的に記載しております。当然、相手側が所在する国と、関係する外国の裁判所に対する訴訟提起とか、そういう解決を選択することも1つの訴訟戦略でありそれを否定するものではない、ということも書かせていただいております。そのような企業の訴訟戦略について、何ら否定するものではないわけですが、仮に日本法を適用し、日本の裁判所で争いたいと考えたときに使いうる主張ということで取りまとめをさせていただいております。

冊子の構成ですが、5 ページ目から6、7、8 ページ目にかけて、現時点での渉外事案への法律の適用、準拠法の選択とか国際裁判管轄に関する法適用の総論的な整理と、いわゆるいろいろな説、解釈があるわけですが、そうした解釈の整理をさせていただいております。その上で、9 ページ目以降で具体的なケースを想定しまして、例えば営業秘密に関する事案ですと、従業員による不正持ち出しの事案とか、海外にサーバーがあったときに、そこから情報が取られた場合とか、様々なケースを想定して、そうした総論を適用したとき、いろいろな考え方を適用したときに、どう整理し得るのかといったことを左ページで書かせていただいた上で、右側に、多数の者の支持が得られると考えられる主張とか、一定の支持が得られると考えられる主張、それから、その他考えられる主張として整理する形によって、いろいろな主張を参考的に書かせていただいているという建てつけになってございます。

営業秘密のほか、主要な行為類型についてカバーする形で整理しており、技術的制限手段や商品等表示、それから形態模倣、信用毀損といったところも含めて、ケースとして整理させていただいております。

以上が資料5 になってございます。

また、参考資料について少し御紹介しますと、参考資料としては2点、「中国における

「営業秘密管理マニュアル」と「テレワーク時における秘密情報管理のポイント（Q&A解説）」がお手元にあるかと思えます。こちらにつきましては昨今の情勢を踏まえ、各企業の皆様、テレワークで業務を実施する、在宅で業務を実施するというケースが非常に増えているといったことで、実は当室のほうにも、そうしたときに秘密情報の管理との兼ね合いでどう整理をつければいいのかといった御質問をいただいた経緯もございまして、これまで出ています「営業秘密の管理指針」「秘密情報保護ハンドブック」の内容を再編集しまして、テレワーク時にどういったところに気をつければいいのかをポイントとしてまとめたものになってございます。

こちらについては既にゴールデンウィーク明け、5月7日に初版ということで対外公表をしておりますけれども、実際に企業の中で、現場でテレワークといったことを実施されている観点から、もしこういったコンテンツをもう少し増やしたほうがいいのか、質問事項ももう少しこういった角度のものを用意したらいいのかといった御意見がございましたら、この後、御意見をいただく際に、併せて御指摘を頂戴できればと思っております。

以上、駆け足になりましたけれども、事務局からの御説明は以上となります。

○岡村委員長　大変ありがとうございました。今、「データ利活用のでびき」「ポイント集」「渉外事案の適用関係に関する主要ポイント集」などについてお話をいただきましたけれども、御説明いただいた内容について、皆様方からコメント、御意見をお寄せいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、浅井委員、お願いいたします。

○浅井委員　知的財産協会の浅井でございます。データ利活用のポイント集、国際的な取組、それとテレワーク時における秘密情報管理のポイントについて、それぞれ手短かにコメントしたいと思います。

最初に、資料3（1）の、データ利活用のポイント集は、経営戦略から社内体制、トラブル対応まで幅広く扱った百科全書的な内容で、その構成もデータ利活用をこれから始めようとする読み手を意識して工夫していただいております。とても有益な資料だと思います。発行と普及啓発を期待いたします。

将来、版を重ねる際には、次のような点も御検討いただけるといいのではないかと思います。最初に、オープンデータの活用に関する記述を増やしてはいかがでしょうかと思います。オープンデータについては、本文でも触れられてはいますけれども、データのオープン化を

防ぐという文脈が多いようです。2番目に、個人情報保護、あと著作権法の権利制限規定については、他の資料に委ねている割合が多いようです。これらについても取り込んだ総合的な内容にすれば利便性が高まると思います。3番目に、事例を逐次追加することにより価値が増していくと思います。失敗例も貴重な情報源になると思います。

次に、国際的な取組についてコメントいたします。資料3(2) 渉外事案に関する制度研究会、(3) 在外日系企業支援、(5) 制度の海外発信強化と、積極的な国際的な取組を行っていただいたことを歓迎いたします。その上で、今後データなどへ対象を広げて、グローバルな制度の在り方を考える上では、外国のルール形成の動向を注視する必要があると思います。データアクトの制定を目指している欧州など主要国に対する情報収集と意見交換に引き続き取り組んでいただければと思います。

最後に、参考資料のテレワーク時における秘密情報管理のポイント、これは社会の必要に応じてタイムリーに発行していただいたもので、迅速な対応に感謝いたします。感染症の流行が収束した後も、テレワークは試行錯誤を経ながら技術的な進歩も伴って社会に定着していくと思います。それに合わせてこの資料も拡充していくことが有益かと思います。テレワークを初めとする新たな生活様式に照らして、現在の規定が十分対応できない場合は、規定の側を改定することが必要です。中長期課題の検討につながると思います。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。かなりフルスピードで、特に最後の点を出していただいて、非常にタイムリーでよろしかったと思いますし、また、いわゆる第2波、第3波の到来が懸念されている昨今でございますので、その意味からも皆様のさらなる御意見をお願いできればと思います。

では、次に順番からしますと、宮島委員からお願いできたらと存じます。

○宮島委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。まず、前回の会議が終わった後から、こんなにすごいポイント集をしっかりと作られていたということで、とても充実した内容だと思っています。今もお話がありましたように、コロナのことでデータ活用を進めなければという意識もものすごく高まっていると思います。やはり個人情報に対する心配もあったのですが、それを超えて、例えば接触アプリの検討に関して、世の中が大分前向きになっていることですか、給付金に関して、マイナンバーといろいろ結びつけなければ速やかにできないとか、そういった認識も広がったことで、個人情報とデータとの間の1つのハードルは少し越えやすくなったのかと思っております。

また、コロナの後は、本当にデータを活用しなければ会社が生きていけないという意識を持った経営者の方も多くいらっしゃるのではないかと思いますので、ある意味、様々なデータ利活用のことを前に進めるのは、今は非常にタイムリーといたしますか、重要なことだと思います。

1点、御質問があるのですけれども、すごく素敵にできたデータ活用のてびきなどは、これから周りに広報を進めるということですが、どのような形をお考えでしょうか。といいますのは、もちろんものすごく広めたほうがいいのですけれども、一般の方がすぐに直接活用するというわけではないので、みんなに広報するというものでもないでしょうし、一方で知財の事務局とかに、取りに来る方だけに渡すのでは、意識が高い方のところにはちゃんと伝わるかもしれないけれども、そんなに意識が高くない方に対しては、ちゃんと伝わらないおそれがあると思います。

素敵にできあがったてびきなどを、どのような形で広報していくか、今具体的にありましたら、教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡邊知的財産政策室長 御質問に答えたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○岡村委員長 はい。事務局からお願いいたします。

○渡邊知的財産政策室長 御質問いただきありがとうございます。このデータ利活用のてびき及びそのポイント集でございますけれども、まずは今日御報告させていただいたことをもって、公表版として最終的に確定させ、まずは経済産業省のホームページに掲載させていただきたいと思っております。

その後ですけれども、私ども平成30年の法改正のときの前後で、いろいろな各種経済団体、それから業界団体も含めて御説明に歩いておりまして、そうしたところにつきましては第一にお届けをして、御説明をしていきたいと考えてございます。また、より一層広くお手元に届けるという意味におきましては、政府全体としましてはI N P I Tに知財総合窓口が設置されており、そこで、中小企業の皆様の知財戦略の策定とか、あるいは営業秘密の御相談とか、そういったことを御相談いただける窓口もございます。I N P I Tさんとも御協力をしながら、そういった総合窓口、それから中小企業の方々が困ったときにお尋ねされるような窓口に置かせていただき、必要に応じ私どもも場所を提供いただければ御説明をさせていただくといったようなことで、ひとまずは普及啓発に取り組んでまいり

たいと思っております。

○岡村委員長 渡邊室長、ありがとうございました。今のような啓発方法、公表方法に関しまして、宮島委員、何か御意見ございますでしょうか。

御発言がないようですので、何か御発言等ございましたら、今の点も含めてお願いするとして、次に近藤委員にお願いしたいと思います。

○近藤委員 ありがとうございます。近藤でございます。私からは今、質問がありましたポイント集のところについてコメントさしあげたいと思います。このデータ利活用のポイント集につきましては、中を見てもらえば分かるのですが、実際の事例も豊富に入っており、単なる読み物だけではなく、実際の会社で起こった事例などもあり、非常に参考になると思っています。また、渡邊室長からありましたとおり、解説の書きぶりがQ & Aの形式になっていて、1から10まで読まない駄目というわけではなく、興味ある部分を簡単に探せて、そこにアクセスして読むことができるようになっていますので、ぜひ多くの方に活用いただきたいと思っています。

これは非常にボリュームミーになったというのもあったので、事務局のほうも「てびき」という簡単なまとめも作成していただいて、本当にありがとうございます。今後ですけれども、今の委員からの質問もありましたとおり、これができて終わりというのではなく、実際に使ってもらって啓発するのがもともとの趣旨だと思いますので、そこを重点的に今後しっかりやっていただきたいと思っています。こういうものもあるということすら知らない人をなくすという観点も含めて、啓発をしていただければと思います。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。それでは、久貝委員にお願いいたします。

○久貝委員 久貝です。渡邊室長、御説明ありがとうございました。1点申し上げます。参考資料の「中国における営業秘密管理指針」ですけれども、裁判事例も幾つも拾っていただいております、マニュアルも丁寧にされていまして、現地の、特に中小企業の人たちにとっては非常に有用な資料になると思います。中国ですと中小企業もかなり進出しておりますので、大変ありがたいと思います。

これは文章で作っていただいておりますけれども、各地に日本人商工会議所もございまして、ジェットロとの連携も掲載しておりますけれども、セミナーとか、あるいは今の時期でしたらオンラインの形でもいいと思いますので、そういう機会もまた期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、その中身につきましても、中国の、特に不正競争防止法の法改正の動きをフォローされております。ここで見ますと明らかに中国政府はこの分野においても保護の強化を明確に出しているということがよく分かりました。刑事罰もありますけれども、民事のほうでも損害賠償といいますか、懲罰的な賠償も導入したということを書いておられましたが、ぜひこれが今後どのような運営になっていくのだろうかというあたりを、引き続きフォローアップをお願いできればと思います。

大変ありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございました。今、久貝委員がおっしゃったことに付け加えるならば、中国サイバーセキュリティ法によるデータローカライゼーションなども進んでおりますので、皆さんここは興味をお持ちのところではないかと存じます。

では、続きまして杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員　杉村でございます。渡邊室長、御丁寧な説明ありがとうございました。前回の不正競争防止法の小委員会以降、これだけたくさん成果物を出していただきまして、心より感謝申し上げます。「データ利活用のポイント集」は、先ほど近藤委員もおっしゃいましたように、Q&A形式になっており、今一番困っていること、興味があること、どうしても知りたいことに対応してすぐにポイントで参考できる形式になっているところが、便利であると思っております。

それに加えて、中小企業の方がこのようなボリュームのある冊子を参考にすることは大変ということで、「データ利活用のてびき」を作成いただきました。この「てびき」の表紙にコンテンツとして幾つか項目を書きいただいているところがわかりやすいと思います。また、このデータ利活用のてびきとポイント集のデザインが素晴らしく親しみのあるいい色合いだと思っておりますので、デザインをされた方にも感謝を申し上げたいと思います。

今後は、「データ利活用のてびき」をまず中小企業の方が手に取ると思います。この[てびき]の中の項目中、詳細な事項は、例えば「データ利活用のポイント集」Q8とかQ14と書いてございます。この「データ利活用のポイント集」については「てびき」の一番最後のページに「データ利活用のポイント集」の検索の仕方が書いてありますが、可能であればこれらの文書をオープンにするときに、「データ利活用のポイント集」もウェブページでオープンになると先ほどご説明がございましたので、そのURLを「てびき」に書いていただけるとよいのではないかと思います。

また、今後これらの冊子の普及を広く図っていただきたいと思います。全国の総合支援窓口に置いていただいたり、例えば発明協会等にも全国に支部がありますので、そういう知財関係団体の支部等にも置いていただいたりして、広く「データ利活用のてびき」等が活用されるように御尽力いただければと思っております。

それから、この「主張ポイント集」に関しましては、田村先生が座長になられて、これだけの素晴らしいペーパーをまとめられたことに敬意を表したいと思えます。クロスボーダーに視点を置いて、そしてまた日本の民事訴訟を念頭に置いて、具体的に事例をまとめられたポイント集というのは、日本の省庁で初めてではないかと認識しております。このような取組をしていただいた渡邊室長、そして田村座長、そして委員の皆様にご心から感謝を申し上げたいと思えます。

また、この新型コロナウイルス感染症が蔓延している環境の中でタイムリーに「テレワーク時の秘密情報管理のポイント」のQ&Aの解説も発行していただき感謝します。これからますますテレワークが普及していくと思いますが、その中で渡邊室長もおっしゃっていたように、新たなQuestionや課題が見つかりましたらさらに事例等を付け加えていただき、リニューアルを図っていただくことを期待しております。

これだけ多くのものを発行していただけるということで、本当にありがとうございます。以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。啓発の点は委員長として私からも重ねて願いたいと思えます。

それでは、続きまして林委員、お願いいたします。

○林委員　ありがとうございます。本当に大変な中、これだけの成果を皆様に上げていただいたことに厚く感謝申し上げます。

私からは2点、申し上げたいと思えます。まず1点目はフォローアップでございます。先ほど資料3について、渡邊室長様からこれまでの動きとして、法令、指針等策定について御報告いただきました。特にそのうちの一番古い平成30年11月1日の不正競争防止法施行令の施行、5条の2の営業秘密の使用推定規定関連ですが、裁判実務において、私も一生懸命5条の2の適用を主張しているものではあるのですが、5条の2がどのくらい採用になっているのかとか、そういったところを今後フォローアップしていただければと思えますし、また、ほかの改正、法令についてのフォローアップを、裁判例などを追っていただければと思っております。

2点目でございます。データ活用の点です。先ほど宮島委員からも御紹介がありましたとおり、この新型コロナへの対応の中で、我々日本人も個人情報との関係で、ようやくデータ活用への心理的なハードル、受容度が少し向上してきたのではないかとわれております。5月27日の知的財産戦略本部で、知財推進計画2020が答申されましたけれども、そこにおきましても、ニューノーマルにおいて我が国に必要なデジタルトランスフォーメーションを加速していく上での課題というものの認識を新たにしており、この1年が重大なトランスフォーメーション加速のための重大な局面であるということを謳っております。

例えばテレワークでございますが、先ほどのQ&A集、まさにここで必要なことをまずは第1歩として書いていただいているわけですが、実際にテレワークをしている在宅環境ではWi-Fi環境が不十分であったり、またそれぞれお子さんのWEB学習といっても1人1台のPCが確保できていないといったWi-Fi環境の問題があったり、セキュリティの問題があったり、そしてここで取り上げた秘密情報管理の問題があったりと、課題は山積しております。それについてこのQ&Aの中では、総務省で既に発行されているガイドラインを紹介されたり、また、例えば、Qの9、10の回答の中では、既に経産省でいろいろ紹介している取組、私物端末機器での利用を始めるに際してはどうするかとか、そういう社内でのルール作りの必要性をあらかじめやっておきましょうと、今こそ、急いでやりましょうということを、書かれていますので、そういったことを今後いかに実務で取り上げていくかが重要だと思います。

そこで、その実務的な普及についてです。これまで経産省などで御発表いただいた指針やQ&Aなどについては、時宜に応じて都度、弁護士知財ネットでは、全国の会員弁護士に周知を図っており、現場での活用につながるものと期待しておりますし、本日発表になるものについても、即座にそのようにしていきたいと思っております。

その上で、今後、こういったせつかくの資料を皆さんにより活用していただくためには、例えば経産省のWEBにアクセスしたら、キーワード検索でそれぞれの資料が出てくるとか。昔、発明協会で中小企業向けにそういった用語検索可能な知財相談ガイドを作ることに参加したことがあるのですがけれども、キーワード検索で一般の方がピンポイントで、自分の知りたいこと、例えば「中国」との「貿易」について営業秘密の管理上注意すべきことは何ですかというキーワードいれると、それぞれで分岐して、ここのQAのどこに飛ぶとかいうことができるようになると、皆さんにとっての使いやすいものになるのではないかと思います。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○岡村委員長　　ありがとうございます。今の第1点目は、次の議題である不正競争防止法の中長期的な課題についても関係するところでもありますので、林委員におかれましては、また必要に応じ、その点の補充などがございましたら、次の議題の際にもお願いできればと存じます。

○林委員　　すみません、先走ってしまいました。

○岡村委員長　　いいえ、ありがたい次第です。

第1点目、少しでも補足しておきますと、先ほど個人情報保護法とか、他の関連法規との関係でどうなんだというお話もございましたが、これは関連情報としてお伝えしておきますと、実は経済産業省からIT総合戦略本部へ行っておられる三角審議官らを中心にして、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）で法令集のQ&Aを作り、知的財産政策室にもご協力を頂きましたので、それも併せて御参照いただければと思います。そちらのほうもNISCのホームページから全文がダウンロードできるような形になっております。また、林委員が2点目でおっしゃった問題に関しましても、その際問題になり、デジタルでタグを付けましたので、そういう方向も今後必要に応じて御検討いただければと存じます。

まだまだ御意見はあろうかと存じますけれども、時間の関係もございますので、次の論点、不正競争防止法の中長期的な課題に入りたいと思います。まずは、資料の説明を事務局よりお願いいたします。

○渡邊知的財産政策室長　　ありがとうございます。お手元に資料6を御準備いただければと思います。「不正競争防止法に関する中長期的な制度課題について」という資料でございます。こちらにつきましては、先ほど資料3で御紹介させていただきましたが、令和元年度に制度研究会のほうで、田村委員長のほうで取りまとめをいただいたものを、コンテンツとして御紹介させていただきたいと思います。

まず5ページ目です。1つ目の論点の固まりですが、他の知的財産権法の改正等を踏まえた研究事項ということです。皆様は御案内かと思いますが、令和元年の特許法改正で、まず1点目は査証制度が導入されています。そうした動きを踏まえ、まず1つの論点として、証拠収集制度の在り方について御議論をいただきました。証拠収集手続きについて、不正競争防止法におきましても証拠収集手続きの強化の観点から、特許法と同様の査証制度の導入を行うことの可否について御検討いただいたということになってございま

す。

それから、2点目ですけれども、損害賠償額算定方法の在り方という点です。こちらの方も令和元年の特許法改正におきまして、損害賠償額の推定規定の見直しが行われてございます。具体的には特許法第102条第1項の改正によりまして、覆滅等部分について別途ライセンス料相当額を推定できるように見直しされております。

また、加えて、102条第4項の改正によりまして、相当ライセンス料額算定にあたって、特許権侵害を前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮可能となるよう見直しが行われたということです。

実は不正競争防止法におきましても、この推定の規定につきましては、特許法と全く同じ条文構造をしており、こうして特許法のほうが先に動いたことを踏まえまして、不正競争防止法においても損害賠償額の推定規定の見直しを行う必要があるかどうかについて御議論をいただきました。

それから、第3点目ですけれども、空間デザイン・画像デザインの保護の可否というところで、こちらについては令和元年の意匠法改正におきまして、従来の物品の形状等に加えて、意匠の定義に建築物の形状、それから画像が追加されて、これらが意匠法の保護の対象とされ、保護対象の拡充がなされております。これに伴い、不正競争防止法、意匠法の補完的機能を持っている類型もございますので、不競法の規定も拡充する必要があるかどうかという点を議論いただいたのが3点目です。

6ページ目ですけれども、まず証拠収集制度について、その検討の背景でございます。御案内のように不正競争防止法と特許法、証拠収集制度についても似通った制度の建てつけになっておりますが、特に現状の制度を並べてみますと、5条の2、立証責任の転換の部分が特許法に比べてやや広いところが違いとなっております。また、査証制度ですけれども、特許法で先んじて手当がなされていたということで、当然ながら不正競争防止法には現状、査証制度はないということになっております。ここについて、不正競争防止法において、新たに査証制度ということで証拠収集手続きの強化を行うべきかどうかといった点についても御議論をいただいたということになっております。

7ページ目ですけれども、そのバックグラウンドとして、不正競争防止法と特許法との違いについて整理をさせていただいております。まず、1点目ですけれども、営業秘密・特許の侵害というのは、情報を盗む行為ですので、ともに侵害の発見・立証が困難といったことは同じかと思っております。一方で、営業秘密については企業内で秘匿・秘密に管理されて

いる情報ということですので、公開情報である特許と比べて侵害は容易ではないといったところは違いとしてあるかと思えます。

また、不正取得・領得された後の営業秘密の使用については、被告側施設で行われるということで、侵害行為の立証は特許同様に困難であるわけですが、この点に対応すべくということで、先ほどご紹介しましたが平成27年の改正により、営業秘密の使用に係る侵害の推定規定ということで、第5条の2を整備済みであるといった点も特許法との違いということかと思えます。

さらに、平成27年改正において罰則を抜本強化しておりますけれども、これに伴い罰則の実効性も確保されている状況です。特許法のほうでは刑事の事案はなかなか出ていないわけですが、営業秘密侵害罪に関しては、近年コンスタントに検挙件数も出ていた状況で、罰則の抑止力が働いているというところが違いかと思っております。

それから、8ページ目でございます。5条の2が特許法と比べてかなり広範であることが、証拠収集制度については不競法の特徴であるということで御説明をしましたが、一方で、平成27年改正でこの5条の2を措置したときに、立証責任の転換という効力が非常に強いがゆえに、小さく生んでということで、謙抑的に制度を建てつけたという経緯がございます。したがって、下にございますように、幾つかの制約が現状ございます。1つは、対象の営業秘密が限定されているということで、対象が技術上の秘密のうち、生産方法と情報の評価または分析の方法に限定されているということで、下のほうに課題になり得る例ということで整理をしておりますけれども、例えばサービス提供のためのシステムに係る情報といったものが争いの対象になったときに、果たして5条の2が適用できるかどうかというのは課題となり得る可能性があるということかと思っております。

また、行為の限定ですが、行為についても非常に悪質な行為、不正取得の行為類型に限定して対象としております。したがって、課題となり得る例ということで整理をしておりますが、正当取得の事例、すなわち従業員の持出し事例とか、委託先からの流出事例に関しては、現行の5条の2ではカバーし切れていない可能性があるということです。さらには、推定対象の限定もかけており、使用行為の推定に限定しているということになっております。

このように、かなり制度の制約がございますので、それが原因となっているのかどうかというの、我々はしっかり把握をしなければいけないと思っておりますが、現状では、5条の2自身が使われたケースは把握できていないという状況でございます。

それから、9ページ目、証拠収集制度について産業界の皆様からの声をまとめさせていただきます。産業界調査において、査証制度の不競法への導入についてお聞きした点をまとめておりますが、結論から申しますと、「わからない」という回答が最も多い状況でした。お聞きしたタイミングが昨年の夏で、制度の運用自身も始まっていない中でお聞きしましたので、少し早かったかと思う部分もございますけれども、現状「わからない」という回答が最も多い状況でした。

ただ、いろいろなコメントをいただく中で、「査証制度が必要である」という声、「不要である」「わからない」という声、様々ございました。下のほうに一覧でまとめております。必要とおっしゃる中では、やはり訴訟における原告負担の軽減は引き続き課題ではあるので、そういったところで制度として厚くなるのは望ましいという御指摘もございました。

また、1つの訴訟で特許と営業秘密侵害が争われるケースがあり得るので、法制度という意味では平仄を取るべきではないかという御意見もございました。

それから、右側ですけれども、「わからない」といったコメントの中では、やはり争点営業秘密であるということで、被疑者の営業秘密の保護が特許法以上に懸念されるといった声とか、あるいは特許法は権利があって初めて訴訟ができるけれども、不競法では比較的簡単に訴えを提起できるために、査証制度の悪用を懸念しているといった声、また、特許法での運用をしっかりと見るべきではといった声も併せて頂戴しております。

10ページ目、そうした産業界の声も踏まえまして、制度研究会で御議論いただいた結果として、取りまとめたいただいた内容を御紹介しています。基本的には一番下の赤い部分ですけれども、今後の特許法における査証制度の運用を注視しつつ、不競法第5条の2の適用範囲・対象のあり方の検討とあわせて、引き続き検討を行っていくことが適切であろうということで取りまとめをいただいております。

あわせて、11ページ目、12ページ目で証拠収集制度に関わる様々な御意見を頂戴しておりますので、参考として制度研究会で出ている意見を御紹介しております。

12ページ目を御参照いただければと思いますけれども、査証制度以外の課題として大きく2点、御指摘がございました。1点目は先ほど申しましたように不競法第5条の2の適用範囲の拡充に関する御指摘も頂戴しました。また、加えて弁護士の委員の方々からいただいた御指摘ですけれども、営業秘密侵害事案において刑事事件に関する証拠・記録の民事事件への活用方を検討してみてもよいのではないかといた御指摘もあわせて頂戴し

ました。

それから、13ページ目、損害賠償額の算定方法の見直しについても御議論をいただきました。こちらについては15ページ目、制度研究会での結論ということで御紹介をしております。先ほどの査証制度よりは少し前向きなトーンでの取りまとめを頂戴しており、こちらについては将来適切なタイミングで特許法と同様の改正を検討することが適切でしょうという取りまとめを頂いております。

特に有識者委員からの意見ということで御紹介しておりますが、ただしということで、宿題として御指摘を頂戴している中では、特に第1号、第2号の事案で、損害賠償額の推定規定を適用する事例が多いということで、この辺りのニーズ把握はしっかり行ったほうがいいのではないかといた御指摘も併せて頂戴しているところです。

それから、16、17ページ目が空間デザイン・画像デザインの保護といったところで、こちらについては意匠法改正で保護対象が拡充されたことを受けて、不正競争防止法の第3号について、拡充の必要があるかどうかといったところを御議論いただきました。特に17ページ目の下のほうに整理しておりますけれども、不競法の現状第3号という規定で、模倣行為自体を不正競争と整理していないというところで、したがって、他人の空間デザイン・画像デザインを利用する行為自体が、不競法第2条第1項第3号に該当しない可能性が考えられる。といったところで、この点について拡充が必要かどうかといった点を御議論いただきました。

18ページ目、他方、直近の判例を見ますと、空間デザイン等については、3号ではないのですが、商品等表示の保護を目的とする第1号、第2号によって保護されている可能性があるといった御指摘を頂戴しました。特に、コメダ珈琲事件判決で店舗の外観全体ということで、不競法の1号、2号にいう商品等表示に該当すると判じているケースもあるといったことでございます。

その上で御議論いただいた結果として、20ページ目、制度研究会での取りまとめについて御紹介しております。現状では同項第3号を拡充して保護を図るといった制度的手当を検討する必要性は高くないであろう。判例を見ても、第1号、第2号による保護の可能性があるのでといったところで取りまとめを頂戴しております。ただしということで、産業財産権と補完関係にあるということで、不正競争防止法の性格、役割を踏まえれば、今後の意匠法の運用を見ながら、仮に将来店舗デザインとか画像デザインの保護について不足が生ずる場合には検討を行っていく必要があるのではないかといた形で取りまとめをい

ただいております。

続きまして、22ページ目以降は営業秘密保護法制と限定提供データ保護法制の状況をまとめている部分になってございます。23ページ目から、営業秘密保護法制の状況を整理しております。御案内のように営業秘密の保護については、保護対象の行為ですとか、民事訴訟・刑事訴訟での保護を随時見直ししてきており、平成27年改正でも、先ほど御紹介しました5条の2、民事の関係の規定の措置ですとか、あるいは刑事罰に関しても抜本的に強化をして来ています。

また、24ページ目ですけれども、同時に普及啓発にも非常に力を入れてきており、年1回、「営業秘密官民フォーラム」を継続開催しておりますし、また、秘密情報保護ハンドブック、てびきといったものの策定・周知も継続してやってきております。また、INPITの中でも営業秘密の相談窓口を設置していただき、営業秘密や知的財産に関する相談に対応していただいているというところでも積み重ねてきています。

また、25ページ目ですけれども、営業秘密保護に関する法執行の状況ということで、刑事事件についても先ほども御紹介させていただきましたが、コンスタントに事案が出てきているということです。引き続き、一定の検挙件数が出ているということをお紹介させていただきます。

26ページ目で制度研究会での議論のまとめを紹介しております。外為法の改正を議論していた「産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会」で、機微技術の窃取の観点から、営業秘密保護法制に関しても現行の罰金額が抑止力として機能しているかを将来的に必要なに応じて検討していくべきではないかといった御意見が出たことを受け、制度研究会においても、安全保障・産業競争力確保の観点から罰則の強化が必要かどうかについても御議論をいただきました。

結論として、現在の不競法における営業秘密関係の罰則規定については、他の経済法制と並べても、罰則という意味では高い金額になっています。そうしたことを踏まえて、直ちに制度面の対応を要する状況にはないといった取りまとめをいただいております。

一方で、先ほども御紹介しましたがけれども、やはり証拠の民事事件への活用とか、そういった制度の実効性を確保していくといったことは継続検討していてもいいのではないかと御指摘を頂戴しています。

それから、最後ですが、限定提供データの保護法制に関しても、昨夏の産業界の皆様への意見聴取の際に、併せて御質問をさせていただきました。結果をお紹介させていただ

ています。結論から申しますと、昨年7月1日に施行したばかりでもございましたので、現状の制度で問題ないという声が一番多かったのですけれども、一方で、限定提供データに刑事罰を導入すべきではないかとか、あるいはデータの不正使用により生じたモノの譲渡行為規制を導入すべき、あるいは重過失による転得行為規制を導入すべきではないかといった声も、少ないのですけれどもあったということで御紹介しています。

その上で、制度研究会での取りまとめでございますけれども、28ページにまとめております。限定提供データについては、7月1日施行ということでまだ間もないということもあり、今後の制度の運用状況を我々としてもしっかりと踏まえつつ、今後しかるべきタイミングで検討を行うことが適切だろうということで取りまとめ頂いております。

以上が中身の御紹介で、最後、30ページ、今回この後、小委の場で皆様から御意見を頂戴したい点を論点としてまとめさせていただいております。

3点ございます。まず、1点目、制度研究会において検討していただいた各論点の方向性を踏まえ、今後、不正競争防止法の制度強化として、特に議論を深めていくべき事項はあるかないかといった点について、御意見をいただきたい。それから、論点の2番目、今回論点提示をしているもの以外に、短・中長期的に検討・対応すべき制度的課題はあるかどうか。例示として、前半の議論でも幾つか御指摘がございましたが、ニューノーマルといった新たな経済社会構造への変化への対応といった課題もあるかもしれません。また、グローバルな潮流を踏まえた新たな課題事項等もあるかもしれません。そうしたところも踏まえて、もし何かお気づきの点がありましたら御意見を頂戴したいと思います。

それから、3点目ですけれども、制度的課題のほか、今後不正競争防止法の適切な運用等の観点から取り組むべき課題はあるかということで、こちらも前段で普及啓発をもう少ししっかりと、いろいろ御意見を頂戴しているところですので、あわせて、後半の議論でもお気づきの点がありましたら御指摘を頂戴できればと思っております。

事務局からの御説明は以上とさせていただきます。

○岡村委員長　ありがとうございます。大変盛りだくさんな内容ですが、先ほど同様、御発言を御希望になる方は、お手数ですがチャット欄にその旨を書き込んでいただいて、こちらのほうから御指名で御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

林委員、先ほどおっしゃったところと今のところで、ある程度重なるところがあるかと思いますが。林委員、どうぞ。

○林委員　5条の2自体については、創設からかなり年数が経っている割に、実際の裁

判で主張してもなかなか事例が出て来ていないように思っております。法文で書かれている以上に萎縮した限定解釈がされているのであれば、そういったところは今後検討する余地があるのではないかと思っております。

証拠の偏在が、営業秘密の場合は特許以上に顕著であるというところから、米国のような強力な証拠開示制度のない日本において、証拠の偏在に苦しむ被害者の救済をはかるため、5条の2の使用推定規定を不競法で設けました。その立法の際に私も委員として、どちらかという当初の制度設計は謙抑的だという意見を申したほうですが、ただし、そういう謙抑性の観点を踏まえた上で、様々に要件を限定した、あの条文の文言で5条の2の推定規定はスタートしたわけですので、それをさらに限定解釈して文言以下にまで適用範囲を下げってしまうことでは本末転倒であり、同条の立法趣旨が生かされないと思っております。今後の運用においてはそうしたところをご留意いただければと存じます。

また、政令で追加された部分についてはまだ新しい改正ですが、生産方法と試験評価は取得された営業秘密情報が使用される蓋然性の高い「類型」として規定された以上は、立法趣旨に照らせば、文言上、それに直接あたる行為だけでなく、間接的にそうした行為に関わる行為に用いられる営業秘密情報も、この5条の2の使用の推定の対象である、という認識であるべきではないかと思っております。

この点については以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。裁判所への要請という面も含めた法運用の御趣旨はあるかと思えますけれども、ほかの委員の皆様方はいかがでしょうか。

浅井委員、お願いいたします。

○浅井委員 若干抽象的になりますけれども、中長期課題の検討のあり方についてコメントさせていただきたいと思っております。

参考資料に示されておりますように、不正競争防止法は営業秘密だけではなく、より身近なものも含む幅広い事案について対応しており、報道を通じて一般市民の目にも触れることが多くなっています。差止め、損害賠償、刑事罰が事案に応じて適用されており、法律が機能しているという印象も受けます。産業財産権法とは異なる不競法の個性が発揮されていると思います。

こうした中で不競法の中長期課題を考えるには、営業秘密侵害事案などの実態の把握が必要ではないかと思えます。そこから不競法固有の課題を抽出して、公正な競争秩序の維持という目的と照らし合わせて、将来の制度の在り方を検討することが望まれます。産業

財産権法の改正を不競法に取り込むという発想ではなく、むしろ逆に、不競法から産業財産権法に対して、有益な示唆が与えられるのではないかと思います。

あわせて、普及啓発についても触れたいと思います。先ほど述べたとおり、不競法について一般の認知度は高くなっていると思います。しかしながら、その内容については、一般の事業者はもちろん、知的財産関係者でも熟知している方は少ないのが現実だと思います。このギャップを埋めるための普及啓発活動が引き続き必要と考えます。

不競法に関心を寄せる人々の裾野を広げるという方向と、国内外の最新の動向を発信するという方向の両面の活動が望まれると思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございました。大変有益な意見です。続きまして春田委員、お願いいたします。

○春田委員　連合の春田です。お世話になります。私からは中長期的な課題について、3点ほど意見させていただきます。

先ほど来、話にある周知啓発の件ですけれども、今回、多数のパンフレット、てびき等、作成いただいたことに感謝申し上げたいと思います。やはり御意見がありましたとおり、法改正についてもなかなか周知されていない部分があると認識しておりますので、まず周知啓発が重要かと思っています。

その上で、特に意見の出ていました中小企業は、我々働く者の立場から見ても、専門の部署や専門人材が十分とは言えない状況がありまして、企業規模によらず、データの利活用の促進につながるよう、今後も丁寧に意見を徴収しながら、取り組みを進めていただければと思っております。加えて、窓口の設置やホームページ等の話もありましたけれども、できるだけプッシュ型の周知啓発も心がけていただければと思っております。

それから、2点目ですけれども、今後検討していく中で、実態を踏まえて法整備の検討、見直しをしていく必要があるのではないかと思います。とりわけ、テレワーク等々、働き方が変わっていく中で、データを持ち出すなど、データ利活用を促進する上での環境の変化にともない、規制対象となる事例も徐々に複雑化していくのではないかと考えています。そうした変化がある中、行為実態の把握や、類型の整理などを通じ、法的知見のないような方にも分かりやすく、どういった行為が不正競争行為に該当するのかということを明確に示していくことが重要ではないかと思います。

加えて、データの提供者と利用者の双方に不正競争行為についての理解を促進していく

ことが大事ですし、また、データを取り扱う者の倫理観の醸成に向けた取組も引き続き必要ではないかと思っています。先ほど産業界のアンケートが出ていました。昨年7月段階ということですのでこれからだと思っています。私もこれまで、限定提供データに関してはかなり意見を申し上げてきましたが、今後、データの利活用を促進していく中で、倫理観の醸成とともに、この法改正の影響や実態についてより丁寧な検証を行って、データの保護と利活用のバランスを考慮の上、適時適切な見直しを行っていくべきではないかと考えております。

最後になりますけれども、先ほども話があったとおり、新型コロナウイルスの影響で、大きな意味で我が国のデジタル化の取組が遅れていることが露呈したのではないかと思っています。特に行政手続きなど公的分野でのデジタル化が遅れていると感じているところです。これは本委員会だけの課題ではないと思いますけれども、我々もデジタル化の推進に向けて、各省庁横断的に、総力を挙げて取り組むことが重要だと認識しており、有事の際に、とりわけ本委員会をはじめとするデータの利活用促進に向けた様々な取り組みが活きることを期待して、意見させていただきます。

以上です。

○岡村委員長 大変たくさんの御示唆に富む意見をありがとうございました。

長澤委員が発言を希望されておられますので、お願いします。

○長澤委員 ありがとうございます。長澤です。今回紹介された成果物は立派なもので、私も非常に感謝しております。特に限定提供データに関しては、かなりの長期間、検討をされて、成果物ができたのは非常に素晴らしいことだと思います。

少し話も出ていましたが、内容が多岐でありどこを探していいのか分からない部分もあるので、ホームページなどで公開する際に、タグを付けることはいいアイデアだと思います。ここからは今後の話ですが、私は法曹の人間ではないので、法改正の議論としてふさわしいものが言えるかどうか分かりませんが、産業界側の立場として、二、三、発言をしたいと思います。

まず、産業財産権と情報の大きな違いがあると思っており、特に昨今は正常な競争下で行われるような行為、例えばライバルと開発競争をすとか、新しいものをつくるという競争行為の中でも、過失による特許権や意匠権の侵害が発生する可能性が増えてきています。一方、ある程度故意や意図を持っていないと入手できない営業秘密や限定提供データに関する指針における、著しく信義則に違反する悪意に限定して「不正競争行為」にした

と思います。それらの不競法の違反行為は、前者の産業財産権の侵害とはかなり質が違うと思います。

ここからは少し生々しい話になりますが、いわゆる産業財産権の侵害事案で被告になりやすいのは、国内工場を持つ日本企業であることが多いのに対して、不競法の場合には、被告になるのはむしろ外国企業のほうが多いのではないかと。つまり、そのような前提で国内にある貴重な情報が外国に持ち出されることが多いということになると、産業財産権法の方はどちらかというあまり厳しい条件を付けずに、賠償額とか、差し止め請求を厳しくすると、むしろ被告となる日本企業の方が苦しいのに対し、不競法における救済の方向とは全く逆になるのではないかとというのが、私の個人的な思いです。

そういう意味では、今まで特許法とか意匠法が変わると、不競法も常にそれに応じて変わってきていたわけですが、本当にそれでいいのかと思うわけです。例えば今回の空間意匠の反映についても、あまり不競法と結びつくものではないような気がします。一方、査証制度、損害賠償については、もともと特許法の特許小委員会の中で、査証制度を導入するときが一番恐れられていたというか、避けなければいけなかったのが、国内にある工場から営業秘密を開示させられてしまうという懸念があったので、例えば却下もできるとか、黒塗りができるようにするとか、そういう条件を付けたのですが、今回はむしろ逆に査証において開示を求める側になる可能性があるとする、特許法と必ずしもリンクさせず不競法ならでは、査証なのか査察なのか分かりませんが、そういう制度を考えてもいい時期なのかもしれません。

不競法の話では域外適用になる可能性があるとする、そのところは少なくとも執行が非常に難しいので、こういった法律効果が出せるのかというのは私のほうでも分かりかねるところですが、そういう検討はしてもよろしいのではないかと考えています。

それから、2つ目の損害賠償についても同様の面があると思っています。日本の民法との関係上、懲罰的賠償というのは非常に難しいと法曹の方がよくおっしゃるのですが、それができないにしても今の法制下で、例えば営業秘密を取るということはかなり故意の立証をしやすいのではないかと考えており、その場合には例えば寄与率とか、控除というところが原告側に有利に働くような仕組みを、法改正なのかガイドラインなのかは分かりませんが、検討することもいいのではないかと考えています。

それから、私もこういう立場で仕事をしていて、営業秘密関係の相談を受けたりすると、真っ先にウェブでサーチをしてどういう判例があったのかなと見ます。たとえばこの不競

法における、営業秘密とか、もちろん限定提供データの保護の仕組みできたばかりですが、判例はそれほどたくさん見られないという実情があります。METIのページから林先生の紹介している判例を見ることができたのは、非常にありがたいです。あとは各事務所さんがそれぞれのホームページで、判例を紹介されているのですが、網羅的に見るとどうなのかと、時々気になるところで、網羅的に見られるようにすることも検討もしていただけると非常にありがたいと思います。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。今の判例をいろいろもう少し知りたいところであるという点は、御指摘のあった形で、METIのページから林先生たちがお書きのものがみられることがあるとともに、田村先生を中心として、判例集作りが進んでいるやに聞いておりますので、またそれも楽しみなところでございます。

また、長澤委員のおっしゃった国際裁判管轄準拠法と並んで、域外適用をどうするのかということも、今すぐかどうかはともかくとして、論点としてはあり得ることではないかと思えますし、さらにいわゆる実務家的な発想からすると、送達の問題はかなりつらいところがありますので、それもまた中小企業などでも容易に理解できるような形を将来的にまとめられるようなことがあれば、非常にありがたいというところでございます。

すみません、長々しゃべってしまいまして。それでは、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。杉村です。2点ほど意見を述べさせていただきます。

まず、査証制度の件です。企業にとっては特許と営業秘密とを適宜使い分けることができるほうがよいと思えますので、救済もパラレルのほうが使い勝手がいいのではないかと考えもあり、その意味では、不競法も特許法と同じ制度設計とすることがよいのではないかと考えておりますが、特許法については、いわゆるアトニーズ・アイズ・オンリー制度の導入の可否について検討しているところでございます。従いまして、特許制度小委で検討しているアトニーズ・アイズ・オンリーの導入の可否の動向を見ながら、その結果に応じて、後日、不競法に査証制度を導入するか否かについて検討していくことではないかと考えております。

次に、空間デザイン等の件です。不競法の2条3項所定の商品は明示的に有体物と規定されているわけではありませんが、経産省の逐条解説によりますと、有体物と解されると書いてありますので、空間・画像デザインというのは3項に入らないとも解釈できると思

います。今回、意匠法の改正で物品性という枠が外れまして、空間・画像デザインも保護されることになりましたので、未登録デザインとしての画像データ、建築データも保護したほうがよいのではないかと考えているところでございます。一方、裁判例を見ますと、データセットのような無体物も商品形態として保護され得るという裁判例もありますので、有体物でなくても3号で保護される場合があるのではないかと考えています。

それから、「中長期的な制度課題について」の19ページには産業界の声として、空間デザイン等の積極的な保護についての要望はあまりない結果となっておりますので、意匠法の動向も見ながら、今後検討を重ねていく方向でよいのではないかと考えているところです。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。ということは、後者の問題に関しましては、大体20ページの意見と杉村委員の意見は概ね同様の意見という理解でよろしいのでしょうか。

○杉村委員 はい、そうでございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。それでは引き続き、久貝委員から御発言をお願いいたします。

○久貝委員 ありがとうございます。中長期的な制度課題について、3、4点申し上げたいと思います。

1点は、こちらの分析でもございましたが、例えば7ページ辺りで不競法と特許法の差異ということでいろいろ検証をされています。また、25ページにも似たようなデータ等も出しておられ、非常に示唆に富むものであると思います。やはりこの2つの法律の大きな違いは、刑事罰、刑事訴追の適用の可能性なり、あるいは実際に捕まっているという、その差がこの侵害に対する抑止力という点で、非常に大きな効果の違いに出てきているのではないかと思います。

今回の議論は特許法の改正を参考にして、不競法でも何か検討すべきことがないかというアプローチで、それに対して先ほど知財協の委員の方から、不競法がむしろ特許法、産業財産権法に有益な示唆を与えているのではないかという御指摘もございました。私もその点に賛成したいと思います。やはり不競法の大きな力は、この刑事罰の効果だと思います。特に平成27年の改正以降、このデータを7ページあるいは25ページの統計データを見ますと、明らかに検挙件数においても、相談受理件数においても数字が大きくなっている。倍増あるいはそれ以上になっているということだと思います。

罰則の抑止力は室長もお話がありましたけれども、間違いなく働いている。その点が特

許と違う点ではないかと感じた次第です。そういう意味で、こういう刑事的な力の効果は、産業財産権のほうにも参考にできるのではないかと考える次第です。

それから、10ページ以降については、令和の特許法の査証制度導入等の改正を不競法に参考にしてはどうかというお話で検討されたと思いますけれども、これについては26ページで、研究会の結論としては直ちに対応する必要はないという結論を出されていますけれども、私はこれは十分理解できると思います。やはり特許法の改正については、それなりの立法ニーズ、事実があったということであり、特許の侵害に対する救済、あるいは保護が弱いということから特許法の改正の議論があって、それが法改正につながってきたわけですけれども、このような営業秘密のほうについては、刑事罰の抑止効果が非常に効いているということになると、直ちに特許法の制度導入を、査証等、必要だとはいかないだろうと私も思った次第です。

それから、3点目、最後の30ページに論点ということで、中長期的にどうするかをまとめていただいておりますけれども、査証制度の関係で言いますと、特許侵害との違いは、やはり営業秘密侵害の場合は先ほどからお話がありますように、国外に持ち出されるケースが非常に重要なケースが多いと思います。たしか27年の改正のときも、ポスコと新日鉄の争いでしたし、また、その同様な時期に東芝とハイニックスの営業秘密侵害事件があったということで、非常に大きな話になったと思います。

あのケースにおいては、今回は民事訴訟における主張ポイント集の労作を作っていただいておりますけれども、あわせて、どのような場合に取引実態やら経済実態がある場合に、日本で、日本法を準拠法にして裁判ができるのか。実態面での分析もしてほしいと思いますけれども、課題の1つは海外における国外にある証拠の収集が難しいということだったと思います。域外適用の話も先ほど委員長からお話ございましたが、そういう点で査証という方法は、強制力を伴わないソフトなツールだということ、それからまさに先行事例といいますか、日本が参考にしたドイツの査証があって、そのドイツの運用が参考になるということで、将来的な話ということであれば、その観点から不競法においても査証を考えることは意味があるのではないかと考えます。

あわせて、損害の算定の方法につきましてはいろいろな計算の観点を今回、特許法では入れていただきましたけれども、こちらについては逆に不競法では刑事告発等のデータがございましたが、民事はどうだったかという点についてのデータがない、つまり民事裁判においてどうだったのか。もちろん、刑事罰のもう十分な抑止力があるわけですが、

では、民事の裁判でその損害は回復したのかどうか、民事的な面での損害賠償額等の実態というものが、実際は和解が多いので把握は難しいかもしれませんが、そういう調査によって、そういう実態を踏まえて検討していただければと思います。

あと、この中長期的課題で1点申し上げますと、実は今、経産省あるいは政府全体の中で議論されていますのは、まさに生産性向上とか競争力強化という観点で、オープンイノベーションの推進を随分政府がされています。そのときに出ていますのは、スタートアップ企業あるいは中小企業が持っている知的財産、技術を、共同研究あるいはいろいろな業務提携の際に、優越的な立場にある企業がこれを吸い上げてしまうという問題。ノウハウを吸い上げてしまい、自分のもののようにしてしまうという問題、あるいは調査結果が出ております。

それについて、そういうことがないように、オープンイノベーションが進むようにというのでガイドラインを作ったり、契約のひな形づくりということで政府はソフトにそういう問題を減らしていこうとなさっています。そういう取組は大変ありがたいと思いますけれども、そういう問題と、この不競法の関係はどうなるのだろうか。特に営業秘密と言えるものも非常に多いと思いますけれども、そういうイノベーションの基本政策の動きと、この不競法の適用というのはどうなるのかというのが、今感じている問題意識です。

今これをどうしてくれというわけではありませんけれども、せっかく政府のほうでそういう取組をさせていただいておりますので、ぜひ不競法の担当部局におかれても、そういう問題も中長期的課題として考えていただければ大変ありがたいと思います。

長くなりまして、大変申し訳ありませんでした。

○岡村委員長　ありがとうございます。お待たせしました、池村委員、お願いいたします。

○池村委員　ありがとうございます。経団連の企画部会委員の池村です。論点の1、制度研究会において検討していただいたところについてコメントさせていただきます。

幾つかこの点に関して御意見があったのですが、基本的には①、②、③の制度研究会において取りまとめていただいた方向性で異論はございません。

特に①のところでコメントさせていただきたいのですが、査証制度の導入については、特許法の改正のときに非常にいろいろな議論があり、こういう場で言うのもあれですけれども、かなり急いで作られ、どちらかという議論が不十分なところがあったと認識しております。ですので、これについては特許法のほうでどのように運用されていくの

かをきちんと見定めた上で、検討するのであればまた俎上に載せるということが必要かと思っております。これは論点1のところです。

論点2、論点3については特に意見はございませんが、データ利活用のところで論議していたときには、今で言うDX、デジタルトランスフォーメーションという言葉はあまり聞かなかったのですが、今はもう産業界はそういう言葉が真っ盛りになっていて、これからどう動いていくのかを注視していかなければいけない状況かと思っております。ですので、課題が出てくるとすればこれからだと思っておりますので、様子を見ながらこれから議論すべき課題を見定めていくというところかと思えます。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。今、発言希望の方は池村委員で最後のようですが、まだ発言されていない委員の先生方はいかがでしょうか。

もう少し時間もございますので、テーマ2だけではなく、先ほどテーマ1について言い忘れた点も含めて、御意見を賜ればと思います。

それでは、田村先生、よろしく願いいたします。

○田村委員 田村です。発言の機会を与您いただきありがとうございます。

全体ということでしたので、最初のほうで、渉外事案等を含めて、事例ポイント集を取りまとめた件に関して、取りまとめに非常に御活躍いただいた事務局及び参加された委員の方々に御礼申し上げたいと思います。特徴を申し上げますと、そもそもこういう形で国際私法の先生方だけではなく、知的財産法、刑法、民事訴訟法の先生方が集まり、さらに実務の方も集まって、不正競争に関する準拠法等の問題を議論することは、日本では初めてだったかもしれません。そのような中で、裁判例も徐々に増えてきているのですけれども、動きがある中で、先生方がよい意味で革新的な御意見をお持ちの方が多く、通常のハンドブックのように必ずこうなるという形ではまとめることができませんでした。かえって最先端の議論も取り入れて、このように動いていったほうがいいのではないかと、現在動きがあるので、こういう主張があり得ることを紹介し、さらに、主張について認められそうなものとそうでないものが分かるような形で書かせていただきました。

また、今議論のあった中長期的な課題に関しましては、基本的には即座にということはありませんでしたけれども、御指摘いただいたようなことを踏まえて、今日御報告いただいたような暫定的な結論を出した次第です。

ただ、5条の2をどのように活用するかという話とか、あるいは今日、より大所高所か

らの不競法独自の発想などの、各論あるいはより大きな総論については、また機会があれば、この委員会あるいは私のほうで学者としても、検討していきたいと思っております。

私からは以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。それでは、河野委員、お願いいたします。

○河野委員　ありがとうございます。先ほどの池村委員の御発言と重なる部分が大変多くございますが、私も論点1については、制度研究会で御検討いただいた方向性に異論はございません。ただ、物事はどんどん動いておりますので、今後の動向を注視しつつ、必要があれば見直しをかけていくということをお願いしたいと思っております。

あと、データ関連も随分御意見が出ていますが、国際的にもいろいろな議論が引き続きどんどん行われている状況になっておりますので、それらをしっかりモニタリングして、必要に応じてすぐに議論が始められるという状況にしておく必要があるかと考えています。

最後ですけれども、今日前半で御紹介いただいた「てびき」や「ポイント集」は、皆様の御意見にもありましたように、非常に見てもらうことに工夫が凝らされていて、内容も分かりやすいものになっていると思えました。そのほかにも経産省知財室のホームページなど拝見しますと、非常にたくさんのマテリアルがそこに上がっていることを、今回、この会合の準備のためにあれこれ復習をしており、改めて認識いたしました。

せっかくよいものがたくさんありますので、ぜひ使っていただくことを、今もしておられると思いますが、さらに積極的に行っていただければと思っています。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。引き続き近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員　ありがとうございます。論点①に関しては、制度研究会における整理に違和感はないと思います。今後取り組むべきことで行きますと、議題1のところでも申し上げたとおり、コンテンツ等の啓発をしっかりといただいて、どこどこに置いてあるとか、ホームページに置いてあるということではなく、どなたかの委員からあったとおり、プロアクティブに仕掛けるようなこともやっていただいて、ぜひデータの流通が盛んになって、日本あるいは世の中がよくなることを目指してやっていただきたいと思っております。

それから、グローバルに見ると日本がいち早くこういう限定提供データのような制度をつくったわけで、ほかの国と協調というか、話し合いながら、どここの国だけが得失したようなことにならないような、そういう意見発信あるいは協調もやっていただければと

思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。実は早稲田大学で今春、限定提供データも含めて国際シンポジウムを開催することになっていたのですが、何分コロナが発生しまして、延期という形になってしまいました。今かなり皆さん、コロナで制約をされている状態ではなかろうかということですが、そうした中、啓発という声が非常に強くございますので、事務局としてもお願いできればと存じます。

では、宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員　ありがとうございます。今の流れの中での啓発ですが、本当に啓発と言うのは簡単だけど、やるのは難しいというのを、私たちの仕事の上でもすごく感じています。

この問題というのは、いわゆる家庭やお茶の間の人たちに発信するものとはちょっと違うと思うのですが、例えば私たちがニュースでやるのは非常にハードルが高いテーマではあります。一部特徴のある、例えば経済通信ですとか、こういった関心の人たちが集まっているところというのでは、そこで訴えかけたり、情報を発信することはすごく効果的な場もあると思いますので、1つはそういうものを丁寧に、何となく漠然と広報をするというよりは、ターゲットを絞った形で訴えかけたり、プッシュ型のアピールをしていくことが大事です。

もう1つは、これはどこかの段階で、どう調べればいいのか私も分からないのですが、この議論がスタートしたときは、そもそも日本はデータが流通していない。この心理的ないろいろなハードルをどうやって乗り越えればいいのかというのが、原点にあったと思います。

それで、これをこうした法律を整え、こうした様々なものを用意した結果として、どのぐらい流通が広がったのかということも、どこかの段階でちゃんと見る必要があると思います。そこをどういった調査方法があるのか、そこはまた難しいところかもしれませんが、本当に法律改正で目的に向かってちゃんと効果があったのかということに関して、何かの形でフォローアップをお願いしたいと思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。林委員から、最後に一言申し上げたいという書き込みがございますので、お願いいたします。

○林委員 発言の機会をいただきありがとうございます。データの利活用の点について、今後自由に議論、皆さまで刻々と変わる状況に合わせて、この小委員会の中でも意見を言い合うような機会を持たせていただければどうかと申し上げたいと思いました。

といいますのは、昔、7年ぐらい前でしょうか、知的財産戦略本部で「新たな情報財検討会」を設けて議論したときに、データについては、新しく強制力を持つ権利を設けるのではなくて、それは世界的にもそういうことをしている国はないという認識の下で、国際的に行われているように契約の高度化を進め、または限定提供データのような取組を日本だけするというので、今日に至っているわけです。

そのときに掲げた「契約の高度化」について、やはり日本は欧米などの契約社会に比べるとスタート地点でかなり遅れている部分があります。例えばデータオーナーシップの議論や、直近ではeスポーツの推進協議会から知財についてはどう扱えばいいのかという疑問がアンケートで出てきたり、結局、皆さんがデータを活用していくときに、「それは契約で合意して決めていくことなのだ」という整理をしているだけでは、日本では現場が止まってしまう。交渉がデータの帰属問題で止まってしまう。他方、世界ではデータ利活用優先でどんどんやってみて、何か問題があったらそこでネゴをするような形で動いているので、世界の競争に遅れてしまっているところがあるのではないかと思います。

そういった意味で、今後、契約の高度化をどうやって進めていくのか。ガイドラインとか契約ひな形とかハンドブックとか、いろいろ作ってみましたけれども、やはりそれだけでは足りないのだと思います。

今回、コロナ禍の外出自粛の中で、私は3月下旬からずっと在宅勤務だったので、暇に飽かして行動経済学とかいう本をいくつかKindleで読んだりしてみたのですが、やはりハードな法律である不正競争防止法をどうするかという話と別に、ソフトな人間心理、日本人の今までの実務における心理も考えた上で、それを活用するような、これからの政策の在り方を考えていかなければいけないのではないかと。一方で、世界で動いている競争法の観点からの取組も、我々はそれをにらみながら、不正競争防止のこのツールを使って何ができるのかを考えていくことが必要ではないかと思っています。

そういった意味で、今このテーマが必要だと具体的に決めることよりも、今後、これだけの皆様がいらっしゃるの、御意見を伺ってディスカッションする場を、こういったオンライン会議などを通じて、もっと頻繁に持っていけるといいのではないかと考えております。

よろしく申し上げます。

○岡村委員長　ありがとうございます。最近はオンライン飲み会などというものはやっているようですので、林委員のお言葉を踏まえて、そういうことも事務局におかれては御検討いただくということをお願いできればと存じます。

最後に一言という形ではございますが、まだ若干、5分ほど時間はありますので、これを言い忘れていたなどという御意見がございましたら、お願いできればと存じます。特にございませんでしょうか。

それでは、予定時間よりも3分ほど早いですけれども、一応、皆様からの御意見はいただいたということで、それに関して今後事務局におかれましては検討の参考にさせていただいて、より深めていくということをお願いしたく存じます。

一応、これで議事は終了とさせていただきたいと思います。一言、私のほうから御挨拶を申し上げたいと思います。

この間、本日表示されたように、短期間に多大な検討がなされたということは、大変画期的なことではなかろうかと思えます。ただ、一方で、皆様が御承知のとおり、この3月以降、すっかり取り巻く景色が変わってしまったことも事実であります。そうした中で、例えばワクチンデータ1つにしても、開発競争の中で不正アクセスがあったのなかったのというようなことがささやかれたりしておりますので、ますますそうした知財を取り巻く、しかも権利化される前の段階での保護が重要になってこようかと思えます。

その一方では、今回は緊急避難的な形で、本当に知財室の皆様には御苦労をしていただいたわけですが、コロナに対応すべく、営業秘密との関係でどう考えていけばいいのかということ、スピード感を持って公表していただいたことも、また大変素晴らしいことではなかろうかと思えます。

そうした中で、先ほども申し上げましたが、第2波、第3波が来るのではないかと懸念もささやかれているところでありますので、ますますこの論点も深めなければならないということがございます。また、この数年を見ても、各地で事業に非常に差し障るような豪雨、台風被害などがあり、そのたびに事業継続性計画が問題になって、事業拠点あるいは知財等を他の部署、あるいは地方へ持っていくということがあるような状態です。

さらには、より広く、老老介護などに象徴されるような働き方改革の中で、テレワークが非常に大きな問題になっております。そういう意味では、テレワーク1つにしても、そ

の中でどう営業秘密保護あるいは限定提供データとの関係を保っていくのかというのは、当該企業のみならず、グループあるいは関連企業との関係でも大変重要な課題に今後なるのではなかろうかと思えます。

以上の意味をもちまして、まだまだ議論を重ねていかなければならない部分が多いと感じられるところがございますので、なお一層、皆様方の御助力をお願いできればと存じます。本当にどうもありがとうございました。私からは以上です。

では、続きまして、事務局より一言お願い申し上げます。

○中原審議官 経済産業省審議官の中原でございます。委員の皆様におかれましては多年にわたりまして不正競争防止法等々、知財政策につきまして貴重な御意見を賜りまして本当にありがとうございます。

本日の御議論でもございましたように、現在、本当に第4次産業革命、デジタルトランスフォーメーションと言われている中で、今委員長のお話にあったように働き方、それからいろいろな競争の在り方も含めて、国内外の情勢は本当に目まぐるしく変わっていると思っております。本当に世の中の情勢が目まぐるしく変わっているというのは、私、個人的には第4次産業革命の規制改革にいろいろなことに携わってきますと、こういった制度の見方についても、重点というか、シフトしているのではないかと思っております。

これまでの制度改正をやるときには、法改正をやることが大きく変わる、政省令やそれに使うガイドラインといったものは、それに基づく技術的なものという気持ちも、心の底にあったのではないかという気もしなくはないです。

しかし、いろいろな解釈論を展開したり、当てはめの仕方を変えたりすることが、実態にもものすごく大きく影響を与える形で、物事の重要性の置き方も、今シフトしているのではないかと感じるところでございます。

そうした中で、今回のいろいろなポイント集ですとか、てびきとか、今まで作った管理指針などのように、これまでの裁判例などをまとめながら、そこから将来的に起きたときにどう考えますかということ、いろいろな有識者の皆様に御議論をいただいて、その1つの考え方を示し、それに基づいて裁判所に対するメッセージを送りつつ、企業行動をそれを基に立件可能性を一定程度与えながら推進していくということは、非常に貴重な御意見をいただきながら、意義のあったことではないかと思っております。

御議論があったデータの取扱い等々、いろいろなことをやられても私どもも怒られるばかりであり、プラストレーティングなどところも続くわけですけれども、委員長や林委員が

らもお話があったような、契約の高度化あるいは人間の心理を踏まえた政策形成等々、いろいろなことについて、今後、我々もできる限りの尽力をしていきたい。そして何にも増して、こういったことがいろいろな人の皮膚感覚で受け入れられるような政策を目指していきたいと思っておりますので、今後とも何とぞ御指導をよろしくお願いします。

本日はありがとうございました。

○岡村委員長　大変熱いメッセージをありがとうございました。最後に、今後のスケジュールにつきまして、事務局から御連絡をお願いします。

○渡邊知的財産政策室長　皆様、非常に多岐にわたる御意見、コメントありがとうございました。今日お配りしました「データ利活用のでびき」「ポイント集」「渉外事案の適用関係の概略」につきましては、普及啓発についてももう少し工夫を、プッシュ型をという御指摘も多々いただきましたけれども、私どもとしてもその手法、アプローチも含めて、今後しっかり検討しまして、必要な方々のお手元にしっかり届くような形で普及啓発等をしていきたいと思っております。

また、最後に林委員からも、もう少し頻繁にディスカッションをという御指摘も頂戴しましたけれども、小委員会の在り方、小委員会ではないかもしれませんがいろいろな場も含めて、今後も引き続き御意見等いただく場も考えていきたいと思っております。

また、引き続き普及啓発の場で、皆様の各関係の団体さん等々、御協力いただく場面もあるかと思っておりますけれども、引き続きよろしくお願ひいたします。

○岡村委員長　ありがとうございました。それでは、これをもちまして第11回不正競争防止小委員会を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

——了——